岐阜県内病院における看護補助者の求人登録について

　　　　　　公益社団法人岐阜県看護協会

岐阜県ナースセンター

１．目　的　：岐阜県内の病院において勤務する看護補助者の人員不足を改善するため、岐阜県ナースセンター内で求人情報を集約し、各相談会場における就業相談や斡旋を推進する。

２．対　象　：岐阜県内の病院施設で勤務する看護補助者を求める施設

　　　　　　　※介護職としての登録は岐阜県ナースセンターの無料職業紹介所届出の取り扱い業種外となる。　あくまで看護職の補助業務を行う職員が対象となる。

３．日本看護協会による看護補助者の定義※

　　　看護が提供される場において、看護チームの一員として看護師の指示のもと、看護の専門的判断を要しない看護補助業務（「傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話」及び「診療の補助」に該当しない業務）を行う者

　　　　※2019年2月発行　日本看護協会「看護チームにおける看護師・准看護師及び看護補助者の業務のあり方に関するガイドライン及び活用ガイド」より

４．岐阜県ナースセンターにおける看護補助者の求人登録について

　　１）別紙1に必要事項を記載し岐阜県ナースセンターに送付することで登録を受け付ける。ただし、不明確な点については別途、採用担当者に連絡、確認を行う。

　　２）登録情報は、岐阜県ナースセンター内で情報共有し、相談業務に活用する。

　　３）見学希望、就職希望の求職者がある場合は、採用担当者に連絡する。

　　４）採用により職員が充足した場合は求人を取り下げるので、求人施設は岐阜県ナースセンターに連絡を行う。

　　５）年1回は、メール等で求人情報の確認を行う。

　　６）新規の求人については、別紙１の書式で随時受け付ける。

５．求人施設への求職者の斡旋について

　　県内各所で行っているハローワークの相談会や本所・支所・サテライトでなど一般相談を受け、本所・支所において求職施設への斡旋を行う。

６．採用について

　　１）岐阜県ナースセンターからの紹介者や他の採用により採用が確定した場合、各求人施設は、岐阜県ナースセンター（担当支所・サテライト）に連絡を行う。求人登録を取り下げる場合は、その旨を併せて連絡する。